

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-⑮)

施策名	目標4-2 各種リサイクル法等の円滑な施行によるリサイクル等の推進					
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する					
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	614	586	529	487
		補正予算(b)	497	500	400	0
		繰越し等(c)	△ 304	△ 3	(*記入は任意)	
		合計(a+b+c)	807	1,083	(*記入は任意)	
執行額(百万円)	687	966	(*記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略 二. 戦略市場創造プラン テーマ2:クリーン・経済的なエネルギー需給の実現					

測定指標	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	「別紙のとおり」
		-	「別紙のとおり」					-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	「別紙のとおり」
		-	「別紙のとおり」					-	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	「別紙のとおり」
		-	「別紙のとおり」					-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	「別紙のとおり」
		-	「別紙のとおり」					-	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	「別紙のとおり」
		-	「別紙のとおり」					-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
自動車リサイクル法における自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバック類)の再資源化率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	「別紙のとおり」	
	-	「別紙のとおり」					-		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		
小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万トン]	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	「別紙のとおり」	
	-	「別紙のとおり」					-		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		
(間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)]	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	「別紙のとおり」	
	-	「別紙のとおり」					-		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		

(間接)小型家電リサイクル法に基づく制度参加自治体人口(全人口に対する割合)[万人(%)]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	「別紙のとおり」
		-	「別紙のとおり」					
年度ごとの目標		-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③(相当程度進展あり) (判断根拠) ○容器包装リサイクル法に関する測定指標は、特定事業者に再商品化義務のある4項目に変更した。 (制度制定以前から資源化ルートが確立されていた4項目については削除した。) ○容器包装リサイクル法については、全市町村に対する分別収集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器が前年に引き続き9割を超えた。また、分別収集量は、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙製容器、その他の色のガラス製容器は増加傾向にある。 ○また、容器包装廃棄物における平成25年度の計画値に対する進捗率は、それぞれ下記のとおり。(2013年度実績) ・ガラスびん 98.5% ・PETボトル 98.7% ・紙製容器包装 67.7% ・プラスチック容器包装 86.8% ○家電リサイクル法における平成25年度の再商品化率は、家庭用エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の全品目について法定基準を上回る率が引き続き達成されている。なお、家電リサイクル法に基づくルート以外で不適正に処理されているものにつき、そのフローを調査するとともに、違法な行為については関係省庁等と連携して対策を図っている。 ○食品リサイクル法については、業種別に設定された平成25年度における再生利用等実施率の目標に対して、食品製造業及び食品小売業では達成されているが、食品卸売業及び外食産業では達していない。 ○建設リサイクル法については、特定建設資材(建設発生木材)の再資源化等率が目標値95%に対して、平成20年度80.3%、平成24年度89.2%と着実に成果を上げている。 ○資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池については、いずれも目標値を上回る再資源化が実施されている。 ○自動車リサイクル法については自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)、ガス発生器(エアバッグ類)のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。 ○小電リサイクル法については、平成27年度の回収量目標値に向けて取組を進めているところ。また、制度参加自治体人口についても増加傾向にある。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会循環型社会部会の容器包装の3R推進に係る小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会、小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において、各リサイクル法の施行状況等について報告等している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(環境省) ○家電リサイクル実績について(経済産業省、環境省) ○食品リサイクルの現状(農林水産省、環境省) ○建設副産物実態調査結果について(国土交通省) ○資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(経済産業省、環境省) ○自動車リサイクル法の施行状況(経済産業省、環境省)
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 リサイクル推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	リサイクル推進室 長	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	------------------------------	--------------------	---------------	----------	---------